

特定粉じん作業特別教育の開催について(ご案内)

粉じん作業に従事する労働者に対しては、じん肺等の健康障害防止対策が望まれているところでありますが、事業者は労働安全衛生法第59条第3項、粉じん障害防止規則第22条の規定により「特定粉じん作業」については、特別教育を修了した者でなければ作業させてはならないこととなっています。

当協会佐伯支部では、事業者に代わってこの特別教育を下記のとおり実施いたしますので、該当者及び「特定粉じん作業」以外の一般粉じん作業従事者も健康障害防止対策の一環として受講されますようご案内申し上げます。

なお、「特定粉じん作業」とは、粉じん障害防止規則第2条第1項第3号の作業をいいます。

記

1 日時・場所

講習日	時間	場所	受付開始時間
平成30年12月4日(火)	8:50~16:10	渡町台地区公民館 (佐伯市野岡町2丁目12-14)	8:30~

※ 学科の規定時間を受講した方が、修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講料等(税込)

会 員			非会員		
受講料	テキスト代	合計	受講料	テキスト代	合計
5,508円	648円	6,156円	8,208円	648円	8,856円

3 定 員 30名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締 切 日	平成30年11月20日(火)
申 込 先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19 広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会 佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込方法	電話予約後、所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。(大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。)
受 講 料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。 大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修 了 証	修了証等は、 事業主 (個人で受講の方は本人)あてに簡易書留で郵送しますので、事業所住所・事業所名(個人で受講の方は、本人の住所・氏名)を明記し、郵送料392円分の切手を貼った定形郵便用封筒を添えてお申込みください。 ※複数人受講の場合は、次のように郵送料が変わります。 (2名~5名まで 402円 ・ 6名~15名まで 450円)

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ③ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。